

一般

事業者

悩み事、困りごとがある人へ
しぎょう
10月の士業による無料相談会

お問い合わせ
総務課
☎ 32-1798

曜日	開催の場所	
	市役所新館	小川ラポート（1 階楽屋）
月	司法書士（13 時～ 16 時）※ 1	司法書士（13 時～ 16 時）※ 1
水	－	弁護士（10 時～ 16 時）
金	行政書士（13 時～ 16 時）※ 2	－
日	弁護士（10 時～ 16 時）	行政書士（13 時～ 16 時）

申込・予約 不要（先着順）
相談時間 1 組あたり 30 分
※ 1 会場につき 1 ～ 2 ブースを設置

- 【相談例】
- ・生活再建や事業再開に向けた悩みごと

・公的支援や罹災証明についての悩みごと

・住まいや不動産、ローンについての悩みごと

・そのほか震災による困りごと

一般

国民健康保険・後期高齢者医療
医療費の一部負担金の還付

お問い合わせ
医療保険課
☎ 32-1417

下表の 1 ～ 5 のいずれかの該当者で対象期間に医療機関などの窓口で一部負担金を支払った場合は、申請により一部負担金の払い戻しを受けることができます。

対象期間 7 月 28 日～ 11 月診療分

対象費用 医療機関・薬局などで支払う医療費の一部負担金（窓口負担）
※入院時の食事代、生活療養費（標準負担額）や、保険適用外の費用（差額ベッド代など）は対象外

受付開始 10 月 1 日㊦

受付場所 医療保険課窓口

必要書類

- ①医療機関などが発行した領収書など（支払った一部負担金の額が確認できるもの）
- ②還付金の振込先口座の通帳など（口座情報が確認できるもの）
- ※口座名義は原則、国民健康保険は世帯主、後期高齢者医療は被保険者本人

	対象	必要書類
1	住家が全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人	罹災証明書(写し可)
2	主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人	死亡診断書、医師の診断書(写し可)
3	主たる生計維持者の行方が不明である人	警察に提出した行方不明の届出書(写し可)
4	主たる生計維持者が業務を廃止または休止した人	事実が確認できる公的機関への届出書の控えなど
5	主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人	雇用保険受給資格者証、事業主などによる証明

この号外は 9 月 25 日時点の情報を集約したものです。
令和 8 年熊本地震に関連した各種支援情報は
市のホームページ、市公式 LINE で随時更新しています。



市 HP



市公式
LINE

【裏面にも記事を掲載しています】

【号外】全戸配布版 第 3 報



令和 8 年 10 月 1 日発行

広報うき号外第 3 報を発行しました。生活やなりわいの再建に向けた大切な情報などをお届けします。各世帯に配布するほか、各避難所にも配布しています。最新の情報は市ホームページや公式 SNS など随時お知らせしています。広域避難している人など、この広報紙が届かない可能性のある人をご存じでしたら、周知いただきますようご協力をお願いいたします。

※携帯電話からのお問い合わせは市外局番（0964）をお付けください

農業

早期営農再開支援事業の
説明会

お問い合わせ
農政課
☎ 32-1641

地震により被害を受けた、農業用機械・施設（倉庫やハウスなど）の修繕・再取得などに対する支援の説明会を行います。

説明会日程

対象地区	日時	場所
小川地区	10 月 6 日㊦ 19 時	小川ラポート 2 階会議室
豊野地区	10 月 7 日㊦ 19 時	豊野支所 2 階会議室
松橋地区	10 月 10 日㊦ 10 時	市役所 3 階大会議室
三角・不知火地区	10 月 10 日㊦ 14 時	市役所 3 階大会議室

宇城市農業
再生協議会



市 HP



農業

営農再開ワンストップ窓口を
開設

お問い合わせ
農政課
☎ 32-1641

被災した農業者の経営再建をワンストップで支援する相談窓口を開設しています。

相談受付内容

- ①営農再開に向けた生産資材の確保など各種ソフト事業の申請受け付け
- ②梨産地復旧支援事業の受け付け
- ③資金繰り・制度資金など融資相談
- ④農業技術や品目転換などの相談
- ※農業用機械・施設（倉庫やハウスなど）の修繕・再取得などのハード事業は、10 月 13 日㊦から地区別に申請受付を予定しています

開設時間 ① 9 時～ 12 時 ② 13 時～ 16 時

場所 市役所新館 1 階第 1 会議室

詳しくはこちら



中小
企業

仮施設設整備支援事業
説明会

お問い合わせ
商工観光課
☎ 32-1604

被災した中小企業者などの早期の事業再開を支援するため、仮施設設整備支援事業（中小企業基盤整備機構）をもとに市が仮施設設（仮設店舗・仮設事務所）の整備を検討しています。

開催日時 10 月 9 日㊦ 19 時

開催場所 市役所 3 階大会議室

※本説明会は 2 回目であり、9 月に行った 1 回目の説明会と同様の内容です

詳しくはこちら



災害ごみ仮置場の開設日カレンダー

10月

搬入ルールが変わります

10月より、搬入の際は「罹災証明書」「被災証明書」「罹災証明申請完了の控え」のいずれかを必ず持参して下さい

○ 開設日 × 閉場日

日	月	火	水	木	金	土
				1 ○稲川 ○豊野	2 ○稲川 ○豊野	3 ×
4 ○稲川 ○豊野	5 ×	6 ○稲川 ○豊野	7 ×	8 ○稲川 ○豊野	9 ○稲川 ○豊野	10 ×
11 ○稲川 ○豊野	12 ×	13 ○稲川 ○豊野	14 ×	15 ○稲川 ○豊野	16 ○稲川 ○豊野	17 ×
18 ○稲川 ○豊野	19 ×	20 ○稲川 ○豊野	21 ×	22 ○稲川 ○豊野	23 ○稲川 ○豊野	24 ×
25 ○稲川 ○豊野	26 ×	27 ○稲川 ○豊野	28 ×	29 ○稲川 ○豊野	30 ○稲川 ○豊野	31 ×

開設場所（市内 2 カ所）

○稲川グラウンド（小川町東小川14番地）

○旧豊野小学校跡地（豊野町糸石3016番地）

※次のごみは搬入できません

■解体業者による搬入物 ■市外で発生したごみ ■自費解体ごみ
■生活ごみ（生ごみ等） ■液体 ■土砂 ■分別されていないリチウムイオン電池 ■危険なもの（ガスボンベ・灯油・農薬等）

仮置場の運営時間

午前 9:00 ~ 11:00

午後 1:00 ~ 3:00

・開場は午前は8時30分、午後は12時30分です。
・天候や受入能力により受付を中止する際は、防災無線やホームページなどでお知らせします。

！ 次の災害ごみを受け入れます。搬入の際は、必ず指定する区分ごとに分別してください。

- | | | | |
|-----------|------------|--------------|-----------|
| ① 廃プラスチック | ⑤ 畳 | ⑨ スレート板 | ⑬ 小型家電 |
| ② 木くず | ⑥ ガラス・陶磁器類 | ⑩ 瓦 | ⑭ リサイクル家電 |
| ③ 可燃系粗大 | ⑦ 蛍光灯 | ⑪ がれき・コンクリート | |
| ④ 処理困難物 | ⑧ 石膏ボード | ⑫ 金属類 | |

※事業所ごみは搬入できません

お問合せ

衛生環境課 ☎ 32-1598

一般

10月9日(金)締め切り

第2期建設型応急住宅の入居募集

お問い合わせ
高齢介護課
☎ 32-1406

団地名	当尾仮設団地	小川仮設団地	小川駅西仮設団地	豊野仮設団地
場所	松橋町曲野 1624 番地 22	小川町南新田 564 番地 8	小川町川尻 314 番地 2	豊野町糸石 2966 番地
戸数	48 戸	6 戸	20 戸	25 戸
入居予定時期	11 月上旬		11 月中旬	11 月上旬

対象（全てに該当する人）

①地震発生時点で市に居住している人

②次の要件のいずれかを満たす人

- ・住家が「全壊」「全焼」または「流出」し、居住する住家がない人
- ・住家が「半壊」（「中規模半壊」および「大規模半壊」を含む。）であっても、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う人
- ・二次災害などにより住家が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路など）が途絶している、地滑りなどにより避難指示などを受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める人 など

③他に居住できる住家がなく、自らの資力では住居を確保することができない人

④災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない人 など

応募期限 10月9日(金)まで（必着） ※消印は無効になります

入居決定 10月下旬・11月上旬予定

応募方法 ①市役所新館1階新館第4会議室 ②郵送の場合【市役所高齢介護課宛（松橋町大野 85 番地）】

必要書類 ①入居申請書（ホームページに様式あり） ②罹災証明書（写し可）

※場合により追加で提出していただく書類があります。

詳しくは
こちら



一般

負傷、住家が被害を受けた人へ
申請期限が迫っています

お問い合わせ
社会福祉課
☎ 32-1387

【災害援護資金の貸付】

対象者 世帯主が負傷または住居、家財に被害を受けた世帯

※世帯の前年の総所得金額により制限あり

貸付限度額 負傷や被害の状況により 150 ~ 350 万円

償還期間 10 年間（措置期間 3 年を含む）

貸付金利 年 1%（保証人を立てる場合は無利子）

申請期限 11 月 2 日(日)

申請場所 市役所新館 1 階第 4 会議室

【市災害見舞金】

対象者

- ①死亡した人の遺族
- ②住家が全焼、全壊または流出した世帯
- ③住家が半焼、半壊した世帯
- ④住家が床上浸水した世帯

※令和 8 年熊本地震により「給付」「貸付」「現物給付」「現物支給」を受けた場合は対象外

見舞金額

- ①死亡 5 万円
- ②住家全焼、全壊または流出 5 万円
- ③住家半焼または半壊 3 万円
- ④住家の床上浸水 1 万円

申請期限 10 月 28 日(金)

申請場所 市役所新館 1 階第 4 会議室

【被災者支援総合窓口】

場所 市役所新館 1 階

【被災者サポートダイヤル】

☎ 27-8002

（共通事項）

受付時間 ① 9 時 ~ 12 時 ② 13 時 ~ 16 時

※ 10 月は平日に加え、土日祝日も受け付けを行います

【利用できる支援制度などを簡単検索「うき支援ナビ」】

罹災証明書の判定の結果に応じて活用できる各種支援制度などを簡単に探せる特設ページ「うき支援ナビ」を開設しています。ぜひご利用ください。



詳しくは
こちら